

平成29年第12回荅北町議会臨時会会議録（第1日目）

平成29年第12回荅北町議会臨時会は、平成29年2月10日荅北町議会議場に召集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長	宮崎 裕昭	書記	野田 寛子
------	-------	----	-------

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	芦塚 博昭	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	益田 大介	土木管理課長	山口 仁人
農林水産課長	野田 尚之	企画政策課長	荒木 広之
福祉保健課長	山崎 敬一	健康増進室長	坂元 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計課長	立山 清剛
教育課長	汐崎 正喜	商工観光課長	尾脇 宣宏

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第1号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第2号 請負契約〔苓北町町民総合センター大規模改修工事（その
2）〕の変更締結について

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成29年第12回苓北町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、高戸幸雄君、4番、松野重幸君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第1号 苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第3、議案第1号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 議案第1号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

苓北町国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成29年2月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

提案理由は、苓北町国民健康事業安定化のため苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

苓北町国民健康保険税条例（昭和40年苓北町条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。

今回の改正は、平成29年1月27日苓北町国保運営協議会で答申していただき、2月7日、議会全員協議会で説明させていただきましたように、国保財源を確保し、苓北町国民健康保険事業安定化のために、医療費分、後期高齢者支援金分について税率を見直すものでございます。

1ページ第3条から、2ページ第5条の2までは、医療にかかる分の改正でございます。

第3条は、医療にかかる所得割の税率を5.6パーセントから7.9パーセントに、第4条は、資産割の税率を28パーセントから35パーセントに、第5条は、均等割額を1万9,000円から2万4,000円に。

次のページ、2ページをお開きください。

第5条の2は、世帯別平等割額を1万4,000円から1万7,600円に、特定世帯について7,000円を8,800円に、特定継続世帯を1万500円から1万3,200円に改正されるものです。

特定世帯とは、これまで国民健康保険被保険者であった方が後期高齢者の医療制度に移行したことによりまして、同一世帯のほかの国保被保険者が1人だけとなった世帯を特定世帯といい、最大で平等割額が5年間は半額になります。また、その後は特定継続世帯として、最大3年間は4分の1が軽減されます。

2ページ第6条から、3ページ第7条の3までは、後期高齢者支援金にかかる分の改正でございます。

第6条は、後期高齢者支援金にかかる所得割の税率を2.0パーセントから2.1パーセントに、第7条は資産割の税率を9パーセントから9.2パーセントに、第7条の2は均等割額を6,200円から6,300円に。

次のページ、3ページをお開きください。

第7条の3は、世帯別平等割額を5,800円から6,000円に、特定世帯について2,900円を3,000円に、特定継続世帯を4,350円から4,500円に改正されるものです。

特定世帯及び特定継続世帯の内容につきましては、医療分と同様でございます。

3ページの第15条、国民健康保険税の減額でございます。

国民健康保険税につきましては、低所得者層の負担軽減のために、世帯の総所得に応じて、均等割額、世帯別平等割額に、7割軽減、5割軽減、2割軽減を行うものです。

7割軽減については、その世帯の総所得金額及び山林所得の合算額が33万円以下の世帯、5割軽減につきましては、所得合算額が33万円に被保険者1人について26万

5,000円を乗じた金額以下である場合、2割軽減につきましては、所得合算額が33万円に被保険者1人について48万円を乗じた金額以下である場合、均等割額、世帯別平等割額が軽減されるものです。

軽減額につきましては、平成29年度改正後の医療費分1人について2万4,000円、世帯別平等割1万7,600円、特定世帯8,800円、特定継続世帯1万3,200円、改正後の後期高齢者支援金分1人について6,300円、世帯別平等割6,000円、特定世帯3,000円、特定継続世帯4,500円につきまして、それぞれ7割、5割、2割の額が軽減されるものです。

15条の1号では、7割軽減世帯としまして、医療費分でア、均等割額の額が平成28年度では1万3,300円が減額されますが、平成29年では1万6,800円が減額されます。次に、イで世帯別平等割額について（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、9,800円の減額が1万2,320円の減額となります。（イ）では、特定世帯の減額が4,900円が6,160円の減額、（ウ）では、特定継続世帯につきまして、7,350円の減額が9,240円に減額されます。

ウにつきましては、後期高齢者支援等課税額の均等割額の7割軽減が4,340円から4,410円になります。

次のページ、4ページをお開きください。

エでは、後期高齢者支援金課税額の世帯別平等割額の減額の額が（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、4,060円の減額が4,200円の減額となります。（イ）では、特定世帯の減額が2,030円が2,100円の減額、（ウ）では、特定継続世帯につきまして、3,040円の減額が3,150円に減額されます。

15条第2号では、5割軽減世帯として、医療費分でア均等割額の額が平成28年では9,500円が減額されますが、平成29年では1万2,000円が減額されます。

次に、イで、世帯別平等割額について（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、7,000円の減額が8,800円の減額となります。（イ）では、特定世帯の減額が3,500円が4,400円の減額、（ウ）では、特定継続世帯につきまして、5,250円の減額が6,600円に減額されます。

ウにつきましては、後期高齢者支援等課税額の均等割額の5割軽減が3,100円から3,150円に、エでは、後期高齢者支援金課税額の世帯別平等割額の減額の額が（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、2,900円の減額が3,000円の減額となります。（イ）では、特定世帯の減額が1,450円が1,500円の減額、（ウ）では、特定継続世帯につきまして、2,170円の減額が2,250円に減額されます。

次のページ、5ページをお願いいたします。

15条第3号では、2割軽減世帯として、医療費分でア均等割額の額が平成28年では3,800円が減額されますが、平成29年では4,800円が減額されます。

次に、イで世帯別平等割額について（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、2,800円の減額が3,520円の減額となります。（イ）では、特定世帯の減額が1,400円が1,760円の減額、（ウ）では、特定継続世帯につきまして、2,100円の減額が2,640円に減額されます。

ウにつきましては、後期高齢者支援等課税額の均等割額の2割軽減が1,240円から1,260円に、エでは、後期高齢者支援金課税額の世帯別平等割額の減額の額が（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯について、1,160円の減額が1,200円の減額となります。（イ）では、特定世帯の減額が580円が600円の減額、（ウ）では、特定継続世帯につきまして870円の減額が900円に減額され、それぞれ改正されるものです。

この控除された軽減額につきましては、法定繰入金の4分の3が県から保険基盤安定負担金として補填されます。

恐れ入りますが、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の次のページをお開きください。

附則としまして、第1条、この条例は、平成29年4月1日から施行するものでございます。

適用区分といたしまして、第2条、改正後の苓北町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

以上が、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の内容でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

なお、今後の苓北町国民健康保険税の引き上げにつきましては、医療費の動向、平成30年度熊本県の国保広域化に向けて、負担金の必要額等に応じまして、国保税の税率を見直してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしくご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 只今、ご提案申し上げました件につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回、お願いいたします国保税の改定に至りました理由につきまして、確認の意味で再度ご説明をさせていただきます。ご存じのように、これまで一般会計からは人件費を含めまして毎年1億円程度の資金を繰り入れたり、国保財政調整基金の取り崩しにより、被保険者の方々の保険税の軽減をさせていただいたところがございます。基金の状況を

見ましたときに、平成20年度から平均で2,000万円ずつ基金残高が減少してまいりましたので、平成24年度から国保運営協議会では、国保税の改定について検討を行ってまいりました。しかしながら、医療費については、平成23年度をピークに平成26年度までは減少傾向にありました。平成26年度の基金残高も8,000万円ほどありましたので、平成29年度までは大丈夫だというふうに考えておりました。

また、リーマンショックによる不況の影響などにより、国内の経済状況は悪化しておりましたので、この間、税率の改定を見送ってまいりました。しかし、27年度末には大幅な医療費の増大により、約4,200万円の基金取り崩しを余儀なくされました。この原因につきましては、これまでご説明いたしましたとおり、特殊なご病気による方々の医療費の増大であることが昨年11月頃判明いたしましたところでございます。

平成27年度は、この4,200万円の基金取り崩しにより、なんとか乗り越えることができましたが、本年度におきましても、予期せぬ医療費の状況が継続し、また前期高齢者交付金の確定による減額など、基金を4,500万円取り崩しても、なお3,000万円の不足が生じているところでございます。この3,000万円の不足につきましては、無利子であります県の広域化支援基金の借り入れや一般会計からの繰り入れを3月補正でお願いすることにいたしております。

そういった意味で、今回の基金取り崩しにより、基金は枯渇状態となりましたので、平成30年度からの熊本県移行も視野に入れた税率の改正をお願いすることにした次第でございます。

しかしながら、この税率を改正しても、なお、平成29年度予算においても、まだ3,300万円足りない状況でございます。町としましても、これまで以上、医療費が少しでも下がるよう、特定健診受診率の向上と重症化予防のため特定保健指導にますます力を入れてまいりたいと思います。被保険者の方々の医療サービスが低下しないよう、被保険者の方々にも幾分かのご負担をいただき、税率の改正をさせていただきたいと思っております。

また、平成28年度での県の広域化と支援基金の借り入れの条件としまして、次年度の国保税改正が一つの要件となっております。

29年度の税率改正ができない場合は、28年度の財源不足について、県広域化と支援基金の借り入れができなくなり、3月の保険給付費が払えない状態となりますので、どうかご理解をいただきますようお願いいたします。

これで補足説明を終わります。

○議長（山本政人君） はい、説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 国保税の一部改正について、ご質問を2、3、行いたいと思います。

私は、去る12月の定例会の折に、国保税に方向性等々について一般質問をさせていただきました。その折、まさかこのような状態までに陥っているとは思いませんでした。今回、本臨時議会において、税率の改正が提案されておりますけれども、先日、全員協議会の折に、29年度から3ヶ年間にわたって、それぞれ20パーセントずつの引き上げの説明がなされておりました。しかし、今の説明の中で、途中においてですね、財政が好転した折には、また考えていくというふうな回答を得たわけですが、本当に現在3ヶ年間にわたって引き上げの予定がされておりますけれども、好転した割にはそのようになるのか、再度確認の意味で答弁をいただきたいと思っております。

それから、苓北町では振興計画の中で、基本計画の最初に安心して住めるまちづくりというふうに謳っておられます。その中で、社会保障の充実、特に国保税の安定した運営について、それぞれ掲げられているわけですが、しかし、残念なことに平成28年度に、言葉は適正ではないと思っておりますけれども、事実上の財政破綻となっているような状況下でございます。私は、そこで再三言われております法定外の繰り入れをこの際思い切って投入すべきではなかろうかなと思うところでございます。特に、苓北町では、大変他の市町村に見られない医療設備が整っております。多くの従業員の方がこの医療業務にあたっておられるわけでございます。そこで、このような町を取り巻く状況からも、町長、ここは1つの政策的経費として、法定外の一般会計からの投入をすべきではないかと私は思うわけでございます。

最後に、3つ目になりますけれども、今回このような状況に陥ったわけでございます。そこで運営主体の長として、町長の責任所在の在り方をお聞きしたいと思います。具体的に申しますと、今、盛んに言われております行政改革の中で、身を切る改革として、報酬の一部のカットも視野に入れるべきではないかと思うわけでございます。無論、私たち議会もこれまでこのようになることを容認してきたわけでございますので、町長が決断された折には、私は議会もその結果と言いますか、それを尊重し、私たちも追従すべきではないかと思っているところでございます。私はそのようになったときには、責任の一旦として私たちもそれに理解を示し、議員自らもカットすべきだろうと思っております。

以上の3点、財政状況が好転した折には、現在進められております20パーセント、20パーセント、20パーセントの取り扱いをどうされるか。それと、法定外の繰り入れについて、再度検討していただけないかお伺いをします。そして、最後に言いました責任所在の在り方について、できたら答弁方お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、第1点の保険財政の好転。これは、今、特殊な我々も予測できなかった状況の方々の医療費が下がる。お二人で5,000万円ほど使っておられますので、しかし、これが使ったからといって、ご本人たちの責任ではないと思っております。どうしてもその薬を使ったり、医療技術を使わないと、この人たちの健康状態が最大で死に至る、そういうことがあります。そのための助け合いの仕組みが国保であるわけでありまして。そういった意味でですね、非常によい薬、よい医療技術が出てきたということが、その高額な医療費につながっているということでございますので、この方たちの症状がですね、今より以上に好転してよくなるということが、まず保険財政の健全化につながっていくと。これはもう私たちの力ではどうにもならないことだと思っておりますので、そのことを望むと。そして、今、健康増進室長が説明をいたしましたけれども、やはり町民皆さま方の健康状況がですね、更によくなるような施策を展開をしていく。それが、又、保険財政の好転につながっていくものと思っておりますので、それができるように我々も努力をしてまいりたいと考えているところでございます。又、一般会計からの繰り入れであります。今も説明したようにですね、毎年、法定、そして法定外、合わせて1億以上の金額を入れておりますし、今回、借入する金額の4分の1はですね、町が負担をしないと貸していただけない。それで、利子がない無利息の資金を広域化に向けて用意してありますので、それを使わせていただく。そのためにも投入をしていくと。今後は、そういう医療費の好転、あるいは好転がなかった場合のことも考えながらですね、一般財源の投入を今後の形で考えていかなければならないと考えております。あくまでもですね、これはそういう予期せぬ医療費が出てきたからでございますが、やはりこれ、国民健康保険財政というのは、そこで独立をしております。そういった意味で、我々も一般財源で相当考えながら投入をしてきております。今後のことについても、それに上乗せできるような状況にならないのいいわけですが、なったときには又、当然考慮をしながらやっていきたいと思っております。

責任の所在と申しますが、私は国民健康保険は当時、最大で3億以上の基金があったわけでございます。平成10年度近辺ではですね、それをしばらくは基金取り崩しで保険料を上げるべきところを基金で賄ってきたというのが実情でありまして、特に今、説明しましたように平成23年をピークに医療費がどんどん落ちてきておりましたが、平成27年度、突如とした、これは私に責任を求められるという筋合いのものではないと思うんです。それぞれの方が自分でもそんな病気に薬を使おうと思っておられなくても使わざるを得なかったって。我々も今までかつて聞いたことのないような金額がですね、お一人の方に使われているということでございます。その方が本当に今までより以上に

健康を害されないようにその医療治療にあたっていただきたいと思いますが、これは私の責任というよりも、そういう病魔に襲われた本当に予期せぬことであつたわけですので、今のところはそういう理論はあたらないと。そして、我々の予定では通常の今までの医療費の減額から考えていきますと、29年度までは広域化の前に見直しはしなきゃいけないけれども、まだ基金も少し残ってるということであつたわけですが、それが救急なそういう医療費の増です、お二人分が、これしばらく見通しとしてはですね、減らない状況が続くようでございますので、ほかの分で相当我々も努力をしていかなければならないと考えております。私は責任とかつていう問題ではなくて、これはもう救急、突発的な医療費の高騰があつたからだ。それに対してなだけ国保の加入者の方に、もう既に今度ご迷惑をおかけするわけですが、これ以上ご迷惑をおかけしないようにしたら、どうしたらいいのかつていうのは今の質問の中にもありましたような中での、そして又それ以外のこともできるかどうか研究をしていきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 責任所在については町長のほうから答弁がありましたけれども、ご案内のとおり、被保険者の方にはですね、今後多大な負担をかけるわけでございます。ですから運営主体の長として、どう思われているのかなということで質問をさせていただいたわけでございます。

お二人が大変医療費が高くなったということを只今述べられたわけでございますけれども、先日来の全員協議会の折にも、そのようなお話がございました。その次の日にはですね、又新たながんの治療薬として「キイトルーダ」が保険適用になったということが新聞報道をされております。こういったことを考えると、ますます医療費は高くなるのかなと思つているところでございます。言われるように、人の命はですね、本当代えがたいものがあると思います。町長もご存じだと思いますけれども、日本を代表する政治家のお一人が「人の命は地球より重いんだ」という言葉で表された経緯もございませう。そういったことで、今後、がんの治療薬として「オプジーボ」に続く「キイトルーダ」の適用もなされるだろうと感じております。そうなりますと、ますます医療費は増大してまいります。そのときに備えるために、今後ともそのなつたときの対応と言いますか、財源の措置についてご検討いただきたいと思つています。共同化事業につきましても、せつかく今まで養われた政治力でございますので、町長、あのう一人であろうが、二人であろうが、この共同化事業にですね、この人たちが適用されるように少しでもご負担が患者さんを含め、町の負担が少しでも少なくなるような今後とも努力方お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） ご指摘のとおりだと思っております。特にですね、「オブジーボ」の場合は、非常に効果が高い。高いあまりに利用される方が増えたと。それでたぶん私と一緒に新聞記事を読まれたかと思いますが、その関係で「オブジーボ」を値段を下げると。この「オブジーボ」もやっぱり年間3,500万ほどかかるということであるわけでありますので、これを大体1,500万程度に下げられたと。「キイトルーダ」についても、そのぐらいの金額でおさえて使うと。しかし、年間お一人1,500万もお使いになるとですね、これ大きな保険者であればですね、何十億という保険者であれば何とかどこかで埋め合わせが聞くとと思いますが、苓北町の国保の収入、現在1億5,000万ほどです。その中で5,000万も急にですね、使われるようなことがありますと、もうこれはとても我々の努力を逸脱するような状況であります。そこで、やはり保険適用をしていくということになりますとき、これは人の命を助けるという意味で非常にすばらしいことではありますが、それほど高額な医療費が新たに出てくるわけですので、これは小さな団体については、やはり国が保険適用をするときにですね、激変緩和策をですね、一緒にやっぱりつけてやっていただくべきではないかと。非常にこの健康状態、あるいは命を助ける、そっちに重点はありますが、これが苓北町で言えば2,000人余りの国民健康保険の加入者であります。そのあと、ほかの方がですね、本当におっしゃるような大変な目にあわれるわけですので、国とされましてもですね、ぜひ保険適用を決定なさる折には、小さな団体についての激変緩和策をしていただけるようお願いを強く求めていく、そういうことを考えていくべきだと考えております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、この議案第1号の条例についての提案理由の中に、国民健康保険税を改正する必要があるためとなっておりますが、これは税の次に条例という言葉が入らなくてもいいんでしょうか。

それから、先の全員協議会の中で、具体的に5例を挙げて、1人世帯の場合は5,100円上がると、それから飛んで、5人世帯の場合は12万円プラス23パーセントだという形で説明がありましたが、これを平たくして苓北町町民全体では、1所帯あたりなのか1人あたりなのか、どのくらい上がっていくのか教えてください。

それから、先の全員協議会、今日の説明の中で、緊急かつ突発的な会計状況になったということでしたが、これによって町の振興計画、財政計画等々の見直し、あるいは検証見直しはなされなかったのか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○**税務住民課長（益田大介君）** 提案理由のことにつきましてですけども、今回の提案理由は、苓北町国民健康保険事業安定化のための苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるためということで提案させていただきました。これですけど、おっしゃいました、この保険税の条例を改正をする必要があるためということで対応させていただいたところです。

○**議長（山本政人君）** 町長。

○**町長（田嶋章二君）** この関係で、振興計画の変更ということではありますが、あと1、2年、様子を見させていただいた上で、一般財源に変化が大幅に出てくるような状況も考えられます。そのところでですね、今後の振興計画を見直していく。これがなるだけ遅い時期になれば一番いいわけではありますが、とにかく今の状況でいきますと、保険料の3分の1はそれで消えていくような状況が考えられます。それを、だからなるだけ好転をしていただくようなことを祈ると、そしてほかの方の医療費も下がるような健康増進の策もとっていかねばならないということでございます。それと、それをやりながらある時点では、計画を変更していかねばならない状況になる可能性もございません。

○**議長（山本政人君）** 税務住民課長。

○**税務住民課長（益田大介君）** 今回の改正によりまして、1世帯あたり約2万3,000円ぐらい増える見込みでございます。

○**議長（山本政人君）** 浜口君。

○**8番（浜口雅英君）** まず、この議案ですが、私はこの様式がですね、やっぱ大事ですよ。その中に様式として、この保険税で止まっとつですよ。ちょっと読み上げてみます。「（提案理由）苓北町国民健康保険事業安定化のため、国民健康保険税を改正する必要があるため。」ここに保険税条例をっていう、ここに条例をつけなくてもいいのかということをお尋ねしたわけですので、そのことに教えてください。

それから、町長のほうから振興計画を見直しましたかという話、お尋ねしましたが、考えるとすればそういうこともあるだろうというような考え方のようです。私は具体的にですね、こういう事態が発生したからただちに関係課長、関係部署で、振興計画、財政計画をどがんするかと。やっぱ上げんばつまらんとかいった、なんかもやめようかいとかそういう話がなかったのかということをお尋ねしましたので、そのことについてお答えください。

○**議長（山本政人君）** まず文書の件で、事務局長。

○**事務局長（宮崎裕昭君）** すみません。事務局のほうから、ご説明申し上げます。

先ほどの提案理由のところについては、税務住民課長のほうから訂正の分を差し替えのを預かっておりましたけれども、私が先ほど開会前にお配りするときに浜口議員の分

を差し替えができていなかったようでしたので、失礼しました。お詫び申し上げます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 今の段階で、これを振興計画を変えていくという状況はもうちょっと見ないとわからないと私は判断しましたので指示はしておりません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） わかりました。ただ、文書についてですが、私の確認不足で大変失礼しました。ただ、こういう事態が起こらないように、やっぱこれは芥北町で一番、横着な言い方させてもらえればレベルの高い、町をどう進めていくかという一番重要な鍵だというふうに思います。そういうところに出される議案が修正、修正、修正、差し替え、差し替え、差し替え、これどうするんですか。やはりもうちょっと私たち議員に渡ってくる前のチェック機能を十分にされて、そういうことがないようにしてもらいたいというふうに思います。次の3月の議会のときはそういうことが1つもないようにしてください。

以上で、終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） 今後ですね、今、先進医療が相当進んでおりますが、今後、高額医療費や受診者の増加によってですね、保険給付費が増加した場合、その都度国民健康保険税をアップして、保険給付費にあてれるのかお尋ねをします。今後はですね、段階的にいっぱいあると思います。

それから、広域化によるとうんぬんというのが、この前、委員会のときに説明があったわけですが、何年度から、本格的に実施されるのがこの前おっしゃったとおりか。それから、その場合ですね、各自治体ごとの医療費が多い少ないで、給付金として案分され各自治体に請求されるのか。やはり少ないところではやっぱ少ない額でいいですよ、多いところでやっぱ多く納めてくださいというような形態になるのかどうかですね。

そこら辺をとりあえずお尋ねし、又、あとで、ほかには。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） まず、今、納付金の関係ですけれども、先ほどおっしゃいましたように、今後、町と県とのやりとりの中で決定をされてまいりますけれども、医療費が高くなりますと、当然、納付金のほうも高くなるということをお聞きしております。

今、ご審議いただいているのは、あくまでも29年度の税制改正でございますけれども、30年度からの納付金ということを考えますと、今、現在、27年度ベースで、も

し29年度に納付金を納めるとしたら、これくらいの税額を集めてくださいよというふうな通知がまいております。これ、先般の全員協議会でもお知らせしたとおりですけども、恐らくその税額と言いますか、国が示した金額にそう変わらない程度が30年度からは予想されるのではないかというふうなこともございまして、その金額に近づけるために段階的に税率の改正が必要であるというふうに考えております。又、医療費の動向がどうなるかはっきりわかりませんが、この国保税につきましては、本来であれば、もう毎年毎年、その状況を見ながら見直していくということがやっぱり必要になってくるかというふうに思っております。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 補足をいたします。これは、県の広域化というのは平成30年4月1日からでございます。又、料金をそれぞれの自治体で保険料、保険税、これは決められます。それは自治体に任せられております。ただし、その自治体がそれぞれお使いになられた医療費は、使った分の医療費としてその自治体に請求されますので、安くしたからといって、今度は医療費がその分よりも高かったら当然使った分は請求されますので、これはその保険料が安い保険料であれば足りないのでは、これをどうするかという検討をしなきゃいけないということになってくるということでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 当然のことでしょうが、ようけ使うたところにやっぱようけ払えということだと思います。しかし、今後はですね、まだ金はいっぱいいると思いますが、その都度都度上げていっていただくのは大変じゃなかろうかなと、今の状態ではですね、と思います。近隣市町においてはですね、こういったことを見据えて医療費の増を見込んでですね、今、住民の方々の健康意識を高めるための施策が相当どこでも取り入れられておると思います。数々の教室の開催や、既に健康運動士による計画が実施されているところももうあります。がん等の悪性新生物とか高血圧性疾患、あるいは脳血管疾患、糖尿病、それからそういった様々な病気はですね、生活習慣が一番危険因子じゃなかろうかと。運動不足がもっとも言われているところでございますが、先の委員会で、本町においても健康運動士の採用によって今後活動なさるということでございますけれども、具体的なやり方がどういったことをやられるのかお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（坂元俊司君） 先の全員協議会の中で、来年度は健康運動士の予算を計上しておるということをご説明をいたしました。この健康運動士につきましては、福祉課のほうに15日程度の日にかきですけれども採用いたしまして、例えば、老人会ですとか各種団体でそういうふうな催しが行われるときには出向きまして、運動の指導をしたり、あるいは、又個人的に必要な方がいらっしゃれば、個人宅にお伺いをして、その

運動のご指導をし、健康づくりを進めていくというふうなことで計画をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） この前の委員会のときもちょっと言いましたけれども、もう既に、平成15年ぐらいからですかね、ずっと順次、基金が食い潰されていきよったですね、ずっと少のうなっていきよった。そういったところで、普通よその町あたりは相当やっぱり健康意識を持たにゃいかんと。市あるいは町をあげて取り組んであったと思うとですけども、そういったことで早めな施策があったならば、この前の保健師の話ではございませんけれども、例えば、ある病気では1つの病気が500万ぐらいかかると。それはかねがねの例えば、血圧の関係とか糖尿病の関係とかを予防した場合は、いらなかったんだぞと。1件が1年間に500万いるとすれば、10人の方を予防したならば5,000万なんですね。浮くわけですね。そういったことを先走って、やはり振興計画あたりでちゃんと取り入れられてですね、やっぱり当然やっていくべきではなかったかなと思います。今、町では確かにやっておられるのは重々わかります。でも、スタッフが少ないとか、いろんな諸々の事情があって、我々団体としても依頼するのになかなか困難な場合があって、大変だなということを言っておりますが、そういったことでですね、ぜひ町全体として取り上げていただきたい。やっぱり、特に私、お年寄りのほうの団体にも加入しておりますので申し上げますけれども、例えば、町ではグランドゴルフのほうの熱が相当強うございます。強うございますけれども、やはりその場所をとるとか、したいがもう順番が回ってこんとやもんとか、あるいはサッカー場等を使えということでもありますけれども、スパイクで蹴って蹴っつらかしたときは3ヶ月ぐらい使われんとですもんとか。あるいはもう交通の便が悪かから近場でしたいということでございますけれども、そのやはりリーダーの方々は、もう草取りから草ひき、除草剤からですね、整備あたりに相当のやっぱり労力をなさって各地区でもやっぱりそういったことを克服されながらやっておられると。かたやですね、サッカー場あたりは相当な金額が入ってですね、何名利用されるかわかりませんが、そういった形をされておりますけれども、そういった住民サイドで本当に手近なところに力がないように感じます。今後そういったことでですね、例えば、漁港施設、港湾施設のもの揚場利用させていただいて、グランドゴルフとかあるいはゲートボール場とか解放をさせていただいておられるところはあるということでございますけれども、そこら辺のですね、やっぱり整備にも幾らか金をつぎ込んでいただいて、町の金もですね、除草剤ぐらいはやっていただいて整備をしていただいて、そういった運動の手助けをすると。そうした場合は、国保とか介護なんかに相当なメリットが出てくるんじゃないかなと。そういった施策は今後どうお考えになるのかお尋ねをします。もし、あったらぜひしてください。

今後の考え方も教えてください。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（山崎敬一君） 松本議員の言われるとおりですね、健康づくりについては当然重要なことだというふうに私も認識しておりますし、これまでも福祉保健課としましては健康づくりについても、いろいろやってきたつもりでございます。ただ、それが松本議員さんから言えば足りなかったんじゃないかというご指摘でございます。

また、今さっきグランドゴルフ場の整備についてということでもありますけれども、当然、住民の方が使われる場所についてですね、整備をするというのは重要なことだろうと思います。その場所についてもですね、いろいろお伺いしておりますので、その辺、町のほうで整備ができるようであればですね、その辺も整備をしていくということで、これ検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

松野君。

○4番（松野重幸君） 条例の改正についての提案理由は説明をしていただきましたが、この条例を改正するにあたって、目玉と言いますかね、同じ値上げでもこういうところに配慮した値上げをしておりますというようなところがあつたら説明をお願いいたします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 特にこれという目玉と言いますか、今回は主に県税の中の所得割分につきましての医療分につきましての費用の税率引き上げ額をしております。あと、介護後期高齢者分につきましては一部、それから介護納付金につきましては、今回は平成28年度と据え置きということで、やはり医療費の分につきましての引き上げを今回主にさせていただきとお願いするところでございます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） これにつきましては、この条例の中で軽減の世帯の所得に応じまして、均等割、それから世代の平等割ですね、これにつきましても、今まで同様、7割軽減、5割軽減、2割軽減という所得に応じましての税率の軽減というようなことは、今までと同様行っているところです。税率の引き上げに応じまして、その分の軽減額も引き上げをしているところでございます。

○議長（山本政人君） 松野君。

○4番（松野重幸君） 私が尋ねようとしたとはですね、同じ値上げをするにあつても、やはりこちら辺のところの人には配慮をした値上げをしておりますよという、そういうやっぱり考え方を町民にはっきりと言って説明をしたほうが、より理解を得られ

るというふうに思ったから質問をしたわけですので、今後、広報にも恐らく掲載するでしょう。ここに議案として出ていますが、我々やったって何のことかようとわからんところあつですね。やっぱりもうこれを町民に値上げを知らせるときには、具体的にはっきりとわかるような文言で書いて、ほんで広報に載せんなかなか理解を得ませんから、そこら辺も配慮したところで、この値上げが町民の人たちによりわかりやすく、そして理解しやすいような、やはりそういう考え方もぜひ取り入れていかんじゃなかかというふうで思いますので、これ意見になりましたが、そういうことで質問をいたしました。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

石田君。

○6番（石田みどり君） 今回の値上げについてですね、私はちょっと国民とか町民の置かれてる背景とかいうことで、ちょっと質問をさせていただきたいというふうに思っています。

労働者の平均賃金が全国的に見ても、1997年をピークにしてですね、年収で55万6,000円も減っているという報道がされておりました。貧困が広がり、先進国の中でも日本は貧困王国になってきているということでございます。一部の貧困層だけでなく、不況で中小企業の倒産やリストラ、失業、病気になったり、介護のため職を失えば、誰もが貧困に陥ってしまうという状況が今あると思います。毎年、毎年、年金も削られております。又、非消費支出と言われる介護保険料や社会保険料、税などが増えていて、家計の赤字はどんどん赤字に拡大していっているというふうに思います。高齢者夫婦所帯で、家計調査から見ても、仮に1,000万円の貯金があっても、13年程度で貧困に陥る可能性もあるとの計算も出されておりました。2人以上の家族での貯蓄ゼロ所帯は1997年から2015年の間に3倍に増えているということでございます。大都市と地方の格差も拡大していて、特に地方の経済が疲弊しています。その中でも農業は、2000年代に入って米の自由化などで農業取得はマイナス17.3パーセントと減っています。荅北町でも所得が201万から300万の人が、平成24年から28年の4年間で1.2パーセントも減っているということの表が出ておりました。その中で、国保所帯は65パーセントを占めているんじゃないかなというふうに思います。こんな状況の中でございますので、国保税の引き上げは町民の生活を圧迫するということと言えらと思いますけど、そこら辺はどう思っているんでしょうか。

それと、荅北町は10年間国保税を上げていらっしやらないということでございますが、それは町長はじめ役場職員、町民の暮らしを守ろうとする努力の賜物であったというふうに敬意を表したいと思います。又、徴収率もいいということ聞いておりますが、引き上げをしたときの徴収率はどのようになるとお考えでしょうか。今でも滞納者が一

部にはおられますが、滞納者が増えるということはないかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（益田大介君） 只今、石田議員のほうからお尋ねになりました。又、荅北町の今、現在、国保世帯の所得の階層、それからその推移につきましては、前回の全員協議会で資料を提出させていただいたところです。石田議員がおっしゃいましたように荅北町の国保世帯の100万円以下の世帯が66パーセントいらっしゃいます。それから101万から200万の世帯が20パーセント、それから201万から300万は7パーセント、301万から400万が3.3パーセント、それから400万から500万から1.3パーセント、あとの500万以上は2パーセントと、非常に100万未満の世帯が国保の世帯占めておられます。現在、先ほど申し上げました各世帯の所得の状況によりまして、33万円未満の世代でありましたら、平等割と世帯割につきましては7割を軽減するというような政策をとっております。それからあと5割軽減世帯、それから2割軽減世帯ということで、荅北町の国保世帯のうちに67.1パーセントの方が軽減世帯になっておられます。こういうような状況の中で、所得の低い方につきましては、軽減世帯という軽減の施策で負担の減を図っているところでございます。

それと、もう1点。徴収率につきましてでございます。現在、徴収率につきましては、現年分につきましては99パーセントでございます。それから滞納につきましては、平成27年度決算で約15パーセントの滞納率でございます。今まで滞納される方につきましては、どちらかと言いますと、同一の方が滞納されておられるような状況がずっと続いておりまして、私たちの税務住民課のほうでも、その方々に常時接触をいたしまして滞納の解消に努めていただいております。現在、今の時点におきましても、平成28年度におきましても滞納者の方の15パーセント近く収納があがっておるところです。今後も税率が引き上げになった場合のことにつきましては、現在、荅北町におきましては、集合税ということで納税組合の方に組織をお願いしているところでございますが、今後、またその組織をお願いすると同時に、滞納整理につきましては、又、今まで以上に力を注ぎたいと考えております。ただ、今の状況でなかなかどのくらい滞納がどうなのかというようなことがはっきり言って見込みができません、状況です。そういう状況の中でありまして、今後とも引き続き徴収に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 7割軽減、5割軽減という言葉を使うということがわかりにくい方が、また、特に国保に入っておられる町民の方はわかりにくいと思いますが、平た

く言えば、所得の低い人にはより値引きをすると、保険料の。より値引きをするという、これは施策の一環で、それをとってないところもありますし、大半のところはとっておられます。そういう状況でありますので、先ほどの質問もありましたように、町民の方々にはですね、わかりやすく平たく説明できるような研究をさせたいと考えているところでございます。

それと徴収率につきましては、これは上がった方も相当な金額が上がっておりますので、相当きつい状況がおりになられる方がいらっしゃるかと思います。そういった意味で、我々もですね、どんなところで努力できるか研究をしていかなければなりません。が、国保会計というのが今、どんどん少なくなっている。少なくなっている原因は後期に移っていったおられるということでございます。そういうことで、年々減っていく中で保険料の総額も減ってくる。そういうことですから、先ほどの質問にもありましたように、お一人でも少しでもですね、健康を維持されて、医療費が少なくなるような施策もうっていかなければならないと考えております。本当にそういった意味では残念な今回の提案ではあります。ただし、やはり医療費をですね、こうやって高くなったときに助け合いの中で、健康、命が救われていくということが、非常に貴重な組織であると思っております。ただ、もう少し国もですね、こういう国保税、社保、いろんなあれが分かれています。何とか我々だけの努力ではできないと思っておりますから、国のやはり制度というのを何とかもうちょっと低所得者の方たちにですね、対応ができるような仕組みができないか。あるいは町でもその辺のところ、今のところですね、今の状況で軽減策をですね、進めていくというのが我々の施策でございますが、よき知恵がありまして、そして、それが町に取り入れられるような状況がございましたならば、また考えていきたい、検討していきたいと考えております。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 低所得者の人への対策というのは、本当にこの表を見ましても、考えていらっしゃるなということはおわかりです。でも、本当に普通の生活をしている人が貧困に陥るという状況がですね、今本当に大変な状況になっているというふうに思います。私たちが行った町民アンケートでも、生活が苦しくなったという人が63.5パーセントに達しておりました。国保税の引き上げを抑えてもらいたいという人が73.8パーセントでございました。引き上げても仕方がないという人が21.3パーセントということで、引き上げを抑えてもらいたいという人がダントツでございます。社会情勢や経済状態も悪くなっておりますので、やっぱり町民の要望である国保税の引き上げはできるだけ抑えてもらいたいというのが要望でございますし、町民の皆さんからも出ておりますけども、ハード面の工事はやめてでも、町民の命を、暮らしを守るために税金を使っただきたいというのがアンケートからも見えてきております。ちなみに

ちょっとここでお伝えしておきたいんですけども、町民アンケートを行った結果では、大手門工事関係の工事に反対と答えた人が64.8パーセント、半分以上でございました。そこら辺も考えていただいて、ぜひ、先ほどからも出ておりますように、一般会計からの繰り入れ、今までもたくさんやってきていらっしゃるという答弁もありましたけども、そういうことをもう少し考えていただいて、この国保税の引き上げを抑えてもらいたいというふうに思います。

○議長（山本政人君） 答弁ありますか。いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論があります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許しますが、意見を述べられる前に、反対か賛成かそれをおっしゃってから討論を行ってください。

まず、原案に反対者の発言を許します。松本君。

○1番（松本良人君） 反対の立場で意見を申し上げます。

国民健康保険加入者の方々は、農業、漁業、林業等の一次産業の方、小規模商店の事業主の方々、パート従業員の方々、そして年金を受給しておられる言わば無職の方々が大半だと認識をしております。年金受給者の方々は、これまで町を支え、国を支えてこられ一線を退かれた方、又、農林漁業を営んでおられる方々、小規模商店の事業主の方々は消滅自治体がささやかれる中で、一生懸命茶北町存続のために頑張っていたいております。

又、一方、国民健康保険加入者の方々の中には弱者の方々が非常に多いのではないかと考えられます。特に本町には国民年金受給者の方々が多い中で、年金受給額は年ごとに減額され、年金だけでは食べていくのがやっとなであり、又、農林漁業の一次産業は低迷し、下水道使用料の値上げとあいまって、購買力も激減し商店営業にも支障をきたしている中に、今回の国保税の値上げはいかかなものかと考えます。

茶北町の事業形態を考えると、これまで拠点避難地造成を掲げて、着々と進められているサッカー場の新設、富岡城復元基本計画に伴う富岡城の整備や大手門の工事、又、継続して計画されている追手門の工事などなど、億単位の大型工事が目白押しに進められております。今後、このような大型工事完成後には、維持的な経常経費が懸念され、たびたびこの議会でも問われてきましたが、問題ない旨の回答でした。

茶北町の財政計画の中では、特に町長はふるさと介護を大きく掲げられ、その実現に向けて進まれています。介護には医療費も含め、増額は相当考えられると思います。長期的なビジョンを見定めたところの計画であろうと思われませんが、今回の国民健康保

除税の大幅な増額改正は、高額医療者の方々がおいでになり対応が難しくなったとの説明がありました。受診費用が増額するたびに国保税のアップはおかしい。町民の方々には気軽に医療を受けていただき、健康で長生きしていただく。町民の健康に関する施策は常々考慮され、対応されるのが望ましい町政であるものと考えます。

今回の国民健康保険特別会計の財源については、町民の方々に直接関係が薄い事業、私なりに申し上げますと、例えば、サッカー場の新設、富岡城復元計画は即刻中止され、又、既存の事業についても経済効果の少ない事業、これはいろいろあると思います。こういった事業で経常経費が多額を要するものについては、廃止や見直しにより財源の確保を行い、不足分については一般会計からの充当を希望します。

よって、今回提案されました苓北町国民健康保険税条例の一部改正については反対をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。浜口君。

○8番（浜口雅英君） 原案に反対。

特定の患者による特定の疾病により医療費が高額になり、国民健康保険税を値上げするとの説明があったが、近年の医学、医術の高度化による医療費の高騰は日常的な会話の中によく出る話である。今回の件は、このような現状に対する日頃の無関心から発生したのではないかと考える。今、少子高齢化、消滅自治体等が叫ばれる中、国は地方創生の政策を進めている。今後はITをはじめ、あらゆる情報に関心を持つべき。今回、平均2万3,000円アップの件は、赤字イコール被保険者の負担増ということではなく、町の基本方針である安心して暮らせるまちづくりの観点から一般会計、特別会計の町全体の財政計画、振興計画を検証し、事業の見直し、例えば、現状の円滑な交通が阻害されるのではないかと危惧され、地元から反対の声もある富岡城関連復旧事業を取りやめることなどにより、一般会計からの繰入金によって処理すべきである。被保険者へ安易に負担増を求めることは政治の無策というほかはない。よって、本議案に反対します。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） 私、賛成の立場で発言させていただきます。

先般、国民健康保険協議会の中でも皆さんで検討していただいて、本当に町も大変なときでございますけれども、皆さんで本当努力されて低所得者の軽減あたりも考えられております。だからその中で、私たちももう本当は委員会の中でも大変な協議があったんですけれども、もうみんなでも検討して、これは仕方がないということで私たちも町長に

答申しました。だから、そういうことで私たちも十分検討した結果の中、町の方々もいろいろ検討していただきました。全員協議会の中でもみんな説明もしていただきました。そういうことで、今回だけは私は賛成の立場で発言させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

国民健康保険税の危機的状況であることはよく理解できました。そして又、こういった現状を町民皆さまにお知らせすることも大事であることもよくわかります。しかし、今回この3年間で合計約60パーセントの税率の引き上げになる当事者、約2,200名の方にとっては、これ大変は問題であります。私は12月議会でも提案されました富岡城大手門整備工事の請負締結の際にも言いましたが、このような国保税が大変厳しい中で、起債までして行う事業は極力見合わせるべきだということで反対をいたしました。

今回、町として町民に国保税の引き上げをお願いするにあたっては、まず、行政改革を行い、現在も一部繰り入れは行われていますが、一般財源からもっと繰り入れができるように、そういった努力をして、その結果として、税率の引き上げを町民にお願いすべきだと思っております。よって、現状では本案に賛成することはできません。よって、反対いたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。石田君。

○6番（石田みどり君） 原案に反対の立場で討論に参加をいたします。

先ほども言いましたように、社会情勢や経済状態が本当に悪くなっている中で、一歩間違えば本当に貧困生活に入っていくという状況にあります。そういう中で、私たちが行ったアンケートでも値上げを抑えてほしいというのが大多数でございましたので、私は今の引き上げに対しては反対でございます。ハード面の工事はやめていただいて、町民の命と暮らしを守るために税金を使っただきたい、一般財政からの繰り入れを考えていただきたいというふうに思いますので、この原案には反対をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） これで討論を終わります。

議案第1号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） 起立多数です。

したがって、議案第1号、苓北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで、11時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開します。

-----○-----

日程第4 議案第2号 請負契約〔苓北町町民総合センター大規模改修工事（その2）〕の変更締結について

○議長（山本政人君） 日程第4、議案第2号、請負契約〔苓北町町民総合センター大規模改修工事（その2）〕の変更締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 議案第2号、請負契約〔苓北町町民総合センター大規模改修工事（その2）〕の変更締結について。

平成28年9月8日議案第56号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成29年2月10日提出、苓北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、苓北町町民総合センター大規模改修工事（その2）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、当初9,266万4,000円、変更261万8,661円、合計9,528万2,661円。4、契約の相手方、熊本県天草郡苓北町志岐123番地の1、株式会社カネマツ、代表取締役、岩下忠。

提案理由、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。

次ページの変更図面①をご覧ください。

図面中央下付近、1階ロビーの天井下地石膏ボードにつきまして、当初、既設下地を

そのまま使用する予定でしたが、照明器具を取り替えるのに新設する位置が既設の位置と変わることからですね、既設の開口部が広く、数も多くなるため下地の用をなさないために撤去して新設することとします。

次に、図面右上の1ヶ所、中央に1ヶ所、左に2ヶ所、機具のですね、配線工事、非常用誘導灯のメンテナンスに利用するために、天井点検口を4ヶ所追加することとします。

続きまして、変更図面②をご覧ください。

右上の結婚式場及び兼会議室につきましては、①でご説明しました天井下地石膏ボードについては、同じ理由により撤去新設することとします。

変更図面③をご覧ください。

外壁仕上げにつきまして撤去しましたところ、図面右下の南側2階外壁部でコンクリート躯体とタイル仕上げの間に浮きが見つかりました。又、上の図面ですね、大会議室等の外壁、北側柱面におきましては、モルタル部分にひび割れがありました。よって、壁につきましては、剥離防止のためエキシポ樹脂を注入し、柱のモルタルについては撤去して新設することといたします。

変更図面④をご覧ください。

右下にございます2階中会議室の壁につきましても、大きなひび割れがありましたために、内部鉄筋の腐食防止のためにエキシポ樹脂を注入することといたします。

変更図面⑤をご覧ください。

左側にですね、赤くしてございますのが街路灯でございまして、これは壁を撤去したときに、既設屋外照明を取り外しましたが、経年劣化による腐食が激しく再利用はできないと判断いたしましたために、既設の5つを取り外しまして4つを新設することといたします。

続きまして、図面⑥をご覧ください。

これは消火栓設備のですね、補給水槽でございますが、天草広域連合の消防署から指導がございまして、従来、既設の水槽は150リットルでございましたが、現在は基準により500リットル以上必要ということで、ここで650リットルの水槽に取り替えることといたします。

続きまして、図面⑦をご覧ください。

消火栓バルブの取り付けにつきましても、天草広域消防から指導がございまして、体育館と総合センターは同じ消火栓の系統でつながっているために、もしも今後どちらかが修理が必要になったときには、片一方を止めて、片一方は使用できるようにするために、消火栓バルブを取り付けるということで指導を受けましたので、取り付けることにいたします。

図面⑧をご覧ください。

これは図面下に書いてあります空調のですね、室外機配管カバーにつきまして、経年劣化が激しいために取り替えることといたします。

図面⑨をご覧ください。

同じくですね、空調の室外機配管カバーにつきまして、経年劣化が激しいために取り替えることといたします。

最後に、図面⑩をご覧ください。

これは図面下の調理実習室でございますけども、床面を改修するときに調理台を外しましたところ、給水管、配管等のですね、内部が腐食していたために、衛生面を考慮しまして、調理台の水洗、配管接続、フレキ1ヶ所を取り替えることといたします。なお、工期につきましては、平成29年3月24日までといたします。以上、変更内容について御説明申し上げました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。これから質疑を行います、質疑はありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、変更図面⑤で、当初のときに、このステージに行くのに、例えば、イベント、演芸とかそういったものをするのに、出演者が言うなれば観覧席といますか、この図面からすれば会議室ですね。会議室の中を歩いて行かなければならないと。それはそれで構わんのだけでも、ちょっと高座目になるので、何か外からステージにいけるようなことは追加変更とかそういうことでできませんかというお尋ねをしておりましたが、全然何も振り向いていただいておりますので、この図面の⑤のですね、ステージの東側に扉がありますよね。階段があって扉がですね。扉が2つあります。庭があります。ほんで今庭も不適切な言葉かもしれませんが、あんまり大した庭になっていない、草が植わっているような庭ですので、追加変更でこのドアからこの庭をちょっと床を整備していただいて、庭を歩いてどっか玄関かどっかのほうに抜ける。逆に玄関のほうからこの庭を歩いて通路からステージに上がると。そういうことは今後計画できないかどうか。雨風をよけるような上屋とですね、できないのかお尋ねします。

それから、説明の中で、経年劣化とか、あるいはひび割れが見つかったとか、そういうこと話がされましたけども、これはそがんそういうものがあつたから今度の工事をしたんじゃないですか。

一番最後に、調理台の下は出してみたところが腐ったけんがという、それは理解できますが、壁なんて壁のひび割れなんて初めからわかつとつとじゃなかつな。なんで最初ときにそういう部分が当初設計の中に入らなかつたのかどうか。そこをちょっと聞かせてください。

以上です。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 最初の請負契約のご提案のときに、そういうふうなイベント等ですね、変更はできないかということをご提案いただきましたけども、検討の結果ですね、そのときに簡易テント等を張ってですね、雨風を防ぐようなことができないかということで検討させていただきたいと思います。

続きまして、ひび割れの件ですけども、壁のですね、表面の仕上げ剤をまず取ってしまって、それから、見付かったということでございまして、最初のところではわかりませんでしたので、そういうふうな変更をさせていただくということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） ステージへの出入口ですが、庭ば現状のままにして、何かあったときはテントを建てるということなんでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） そういうことで検討させていただきます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） やっぱ今のコミュニティセンターを幅広く使っていただく、多くの人に使っていただく、場合によっては町外からの利用者にも使っていただく。そういう部分考えるとですね、安易にテントを張ればよかやんかということじゃなくて、せっかくお金を入れるのならば、こういう部分には積極的に金を入れて、庭の泥を取ってタイル張りするとか、併せて壁と屋根をあんまり高価なものじゃなくても、目的が達せられればいいというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） おっしゃられることはわかりますけども、やはり簡易テントでですね、それでさせていただきたいということでご理解をお願いいたします。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 図面①のですね、石膏ボード撤去新設ってありますけれども、たぶん石膏ボードの関係は見てもわからんですね、表面から見ても。ほかにですね、石膏ボードで張ってあるところはなかったかな。もし、修繕したあとにですね、古いやつが残るところかなんかあるのかないのか。あったらやっぱ今後注意していただければいいんですが、そこら辺をお尋ねをします。

それから、天井の点検口の追加でございすけれども、当然これは本当は当初からならんばいかんとですね。やはり、当初設計の漏れかどうかですね。

それから外灯をですね、5台のうちに1台を撤去しますよということでございすけれども。すみません。これ図面⑤のですね、やっぱり防犯の意味で増やすということが、通常考えられるわけですけども、1機減らしてそういった防犯とか、あるいは災害と

かそういったところの場合の対応は大丈夫かなと思いますが、そこら辺をお聞きをいたしたいと思います。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（汐崎正喜君） 石膏ボードにつきましては、他にもございましたが、もう撤去をしとるということでございました。撤去をしました、石膏ボードにつきましてはですね。今回改修したところはですね。

○1番（松本良人君） いや、いうのは全体的にあれを改修仕上げたのちに、まだほかにも石膏ボードの残ってるところありますかという、すみません、言い方が悪くて。

○教育課長（汐崎正喜君） その点についてはですね、改修部分のみ、ほとんど改修しておりますので、ないだろうということで考えております。

続きまして、外灯でございますけれども、1機を撤去したのは十分明るさがですね、とれるだろうということで、ここは撤去しても構わないということで、新設するよりも撤去したほうが安上がりだということで、ここは撤去させていただきました。防犯上は問題ないと思われま。

点検口は確かにですね、当初、見とかんばいけなかったものでございますが、これは漏れということで、申し訳ないんですけども追加でさせていただきたいと思ひます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） ここに石膏ボードの撤去新設ということがございましたので、あえて申し上げますけれども、やはりせつかく改修したと、その後ですね、何らかの形で、改修未施工分が本当は痛んどったのが見落としとして、何かのイベントあたりに落ちてきてそこら辺迷惑かけたというようなことがないようにですね、やっぱりしなきゃいかんのかなかろうかなと思ひます。そこら辺ですね、もうこれはわからんとならばあれですが、もう1回再度調査していただいて、入念な計画をお願いしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第2号、請負契約〔荅北町町民総合センター大規模改修工事（その2）〕の変更締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、請負契約〔苓北町町民総合センター大規模改修工事（その2）〕の変更締結については原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議をすべて終了しましたので、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成29年第12回苓北町議会臨時会を閉会いたします。

どなた様も大変お疲れ様でした。

-----○-----

閉会 午前11時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員